

### 新築したとき

建物を新築したときや、建売住宅を購入したとき。(建物表題登記)

## 増築したとき

建物を増築したときや、車庫などの附属建物を新築したとき。(建物表示変更登記)

# 建て替えをしたとき

古い建物を取り壊して、新しく建物を建築したとき。(建物滅失登記→建物表題登記)



# 境界や面積を知りたいとき

### 分筆したいとき

相続・贈与・または売買などのために、1筆の土地を2筆以上に分けます。 (分筆登記)

# 宅地に変更したとき

登記簿の地目を宅地に変更します。(地目変更登記)



7月10日(土) 9:30~17:00 日光市市民活動支援センター 7月25日(日) 10:00~16:00 那須塩原市西那須野公民館

7月30日(金) 10:00~16:00 佐野市役所1階市民活動スペース 7月31日(土) 10:00~16:00 鹿沼市民情報センター

「境界のトラブルが発生したら ̄ 境界問題解決センターとちぎ をご活用ください TEL.028-307-2187



# 栃木県土地家屋調査士会 宇都宮市小幡1丁目4番25号 TEL.028-621-4734

